ペットの飼い主を対象とした不妊手術費助成事業の

受付期間を延長します！

広報10月号でお知らせした、「認定NPO法人HOKKAIDOしっぽの会」による町内在住の犬猫の飼い主を対象とした不妊手術費用の助成について、先着20頭・12月28日㈫までの受付期間としていましたが、好評のため受付頭数を増やし、受付期間を**令和４年３月31日㈭まで**延長します。

※助成事業の詳細は、広報10月号（P.7）をご覧ください。

助成要件

犬 畜犬登録と狂犬病予防注射を受けていること

猫 飼育されている猫のほか、飼い主のいない猫も対象

【申込・問合先】認定NPO法人HOKKAIDOしっぽの会
（西１線北15番地　☎89-2310）

南空知ふるさと市町村圏組合のホームページがリニューアル！

本町を含む南空知９市町で構成される「南空知ふるさと市町村圏組合」では、ホームページをリニューアルしました。

「見る」「食べる」「安らぐ」「楽しむ」の４つのカテゴリーに分け、南空知の様々なスポットやイベント情報を紹介しています。

また、組合委託事業である「北海道南空知フリーフォト」に掲載されている南空知の四季折々の写真は、無料でダウンロードできますので、ぜひご利用ください。

■南空知ふるさと市町村圏組合ホームページ
https://www.ms11.or.jp/

■北海道南空知フリーフォト
http://i-akariya.org/ms/

×　飲酒運転の根絶！　×

－飲む前に　ハンドルキーパー　決めたかな－

■飲酒運転は悪質な犯罪！

飲酒運転は、悲惨な交通事故を引き起こす悪質で危険な運転行為です。

お酒を飲むと、わずかな量でも運転に大きな影響を及ぼし、重大事故を起こす可能性が高くなります。

二日酔いでの運転も「飲酒運転」です。深酒した後の運転や、身体にアルコールが残っている場合の運転は絶対にやめましょう。

皆さん一人一人が「飲酒運転をしない・させない・許さない」ことを強く意識して、社会全体で飲酒運転を根絶する気運を醸成しましょう。

■「ハンドルキーパー運動」で飲酒運転を防止！

ハンドルキーパー運動とは、仲間と車で飲食店に行く場合、あらかじめお酒を飲まない人（**ハンドルキーパー**）を決め、その人が仲間を自宅まで送り届けることです。

お酒を提供するお店の方は、「お客さんが車で来店していないか」、「車で来店している場合、ハンドルキーパーは誰なのか」を確認して、飲酒運転を防止しましょう。

■飲酒運転は運転者以外も処罰の対象！

車を運転するおそれのある人にお酒を提供したり、お酒を飲んでいる人に車を提供したり、飲酒運転の車に同乗した場合は、飲酒運転と同様に処罰の対象になります。

■飲酒運転情報の提供を！

北海道警察では、悪質な飲酒運転を根絶する目的で**「飲酒運転ゼロボックス」**を運用しています。

「今まさに飲酒運転をしそう・している！」などの情報をメールで受け付けています。また、周囲の人が飲酒運転による交通事故の被害に遭わないように、飲酒運転に関する情報や飲酒運転根絶に向けたアイデアがあれば連絡してください。

緊急の場合またはすぐに対応が必要な場合は、110番通報をしてください。

□飲酒運転ゼロボックス
https://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/koutuu/iken-box/konzetu/sake-konzetu.html

【問合先】栗山警察署（☎0123-72-0110）

除雪に皆さんのご協力をお願いします

【問合先】役場管理係（☎76-8021）

■道路に雪を出すのは厳禁！

きれいに除雪した道路や歩道に、雪を押し出している人を見かけます。

交通の妨げになるのはもちろんのこと、交通事故の原因にもなってしまいます。

マナーはきちんと守りましょう。

■路上駐車は除雪の大敵！

１台でも路上駐車があると除雪車が前へ進めなくなってしまいます。たった1台のためにその地域の除雪が後回しになったり、除雪できないこともあり、地域全体の迷惑になります。

また、路上には個人の所有物を置かないでください。

■ごみ出しは除雪の後で！

春になると、道路や雪堆積場にはさまざまなごみが顔を出します。

美観を損ねるだけでなく、雪堆積場として利用している大切な河川などを汚してしまいます。

雪にごみが混じらないよう、ごみは収集日の除雪後、決められたゴミステーションに出してください。

■玄関前の雪処理は各家庭で！

除雪車が通った後、どうしても玄関前に雪が残ります。各家庭での処理をお願いします。

■深夜・早朝の除雪作業にご協力を！

朝の通勤・通学時までに除雪を完了させるため、深夜から早朝にかけて作業します。騒音などでご迷惑をおかけしますが、どうぞご理解ください。

■雪堆積は指定の場所へ

今冬の雪堆積場は下図のとおりです。これ以外の場所には絶対に捨てないでください！また、大量に排雪する場合は、事前に役場管理係へご連絡ください。

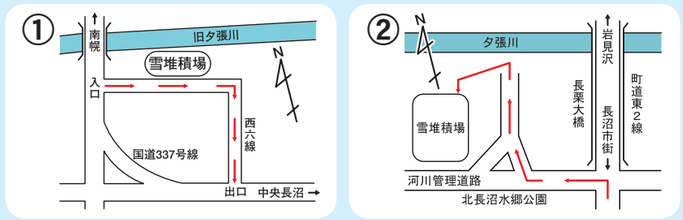

①の雪堆積場から利用していただき、満杯となった時点で閉鎖します。それ以降は②の雪堆積場を利用してください。

後期高齢者医療制度のお知らせ　医療費通知について

医療費通知を全受診者へ送付しています

北海道後期高齢者医療広域連合では、被保険者の医療費総額などについてお知らせする「医療費通知」を、年2回、対象期間に医療機関などを受診した全ての被保険者の皆さんへ送付しています。

これは、医療機関の窓口でお支払いされた、自己負担分以外の医療費が、後期高齢者医療制度から支払われていることを具体的に理解し、健康管理の重要性を意識していただくことで、医療費の適正化、ひいては被保険者の皆さんの負担軽減を図ることを目的としています。

■医療費控除の申告について

・この通知は、医療費控除の申告手続で医療費の明細書として使用することができます。

・医療費控除の申告に関することは、税務署にお問合せください。

■注意事項

・医療機関などの請求遅れや請求内容を審査中のものなど、一部の受診記録が記載されていない場合があります。

・自己負担額は、医療費助成などを受けている場合、記載されている金額と実際にご自身が負担された金額が異なる場合があります。

・この通知は、皆さんの受診状況についてお知らせするものであり、請求書ではありません。また、特に手続きなど行っていただく必要はありません。

■医療費通知の活用例

・医療費の推移が一目で把握でき、ご自身の健康状況の把握や健康管理に活用できます。
・健康診査など健康増進に役立つ情報をお知らせします。
・診療日数などに間違いがないか確認できます。

■発送月・対象診療月

発送月	診療月
令和4年1月上旬	令和3年1～9月
2月下旬	10～12月

【問合先】
北海道後期高齢者医療広域連合
（☎011-290-5601）
役場国保年金係（☎76-8013）